

鳥取県告示第 736 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方 線	鳥取市秋里字出張88-1地先から同市秋里字上土居877 -1地先まで	変更前	6.6~25.1	379.0
		変更後	25.0~50.6	379.0